

# 人事行政運営等の状況

埼玉西部広域事務組合

地方公務員法の一部改正により、人事行政等運営等の状況を公表します。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

部門別職員数の状況（各年4月1日）

部門		区分	職員数（人）		対前年増減数 （人）
			平成17年	平成18年	
一般 行政 部門	総務		3	3	0
	衛生		2	2	0
	消防		200	197	3
合計			205	202	3

職員の採用・再任用・退職の状況

区分		事務職員 （人）	消防職員 （人）	計 （人）
採用		0	0	0
再任用		0	0	0
退職	定年	0	3	3
	勸奨	0	0	0
	自己都合	0	0	0
	死亡	0	0	0
	小計	0	3	3

（注）採用・再任用は平成18年4月1日、退職は平成17年度です。

年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
人数	0	10	19	47	41	14	7	11	25	14	14	0	202

## 2. 職員の給与の状況

人件費の状況（平成17年度組合会計決算）

歳出費 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A
千円	千円	千円	%
2,179,558	75,359	1,613,861	74.0

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

職員給与費の状況（平成18年度一般行政職予算）

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
人	千円	千円	千円	千円	千円
202	742,908	219,919	314,017	1,276,844	6,321

（注）当初予算に計上された額です。

職員の平均年齢及び平均給料月額  
の状況  
（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	37.3歳	304,070円

百円未満四捨五入

職員の初任給の状況  
（平成18年4月1日現在）

区分	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	176,800円
	短大卒	159,700円
	高校卒	148,000円

職員の手当の状況（平成18年4月1日）

区分	内容																
期末手当	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.40月分</td> <td>0.725月分</td> <td>2.125月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.60月分</td> <td>0.725月分</td> <td>2.325月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.00月分</td> <td>1.45月分</td> <td>4.45月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.40月分	0.725月分	2.125月分	12月期	1.60月分	0.725月分	2.325月分	計	3.00月分	1.45月分	4.45月分
	期末手当	勤勉手当	計														
6月期	1.40月分	0.725月分	2.125月分														
12月期	1.60月分	0.725月分	2.325月分														
計	3.00月分	1.45月分	4.45月分														
勤勉手当																	
扶養手当	配偶者：13,000円 配偶者以外2人まで：6,000円 配偶者がいない場合1人のみ：11,000円 その他：5,000円 満16歳から満22歳までの子：5,000円加算 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等：6,500円																
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の6%																
管理職手当	給料の10%～14%																
住居手当	借家等居住者：家賃額に応じて支給（最高27,000円） 持家居住者：5,000円																
通勤手当	交通機関（電車等）利用者：運賃相当額 交通用具（自家用車等）利用者：距離に応じた定額																
特殊勤務手当	斎場業務手当、消防業務手当																

退職手当		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.00月分	27.30月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置 定年前双木退職特別措置 制度なし		

(注) 埼玉県市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区分		給料年額等
給料	管理者	110,000円
	副管理者	103,000円
	収入役	96,000円
報酬	議長	85,000円
	副議長	80,000円
	議員	75,000円

(注) 給料、報酬とも年額です。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要(毎日勤務)

一週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8:30	17:15	12:00 ~12:45	12:45 ~13:00	土曜日及び 日曜日

休暇制度の概要・種類等(平成18年4月1日現在)

年次有給休暇	1年につき20日付与 残日数は20日を限度として翌年に繰り越し可能
病欠休暇	負傷又は疾病のため、勤務しない事がやむを得ないと認められる場合
特別休暇	結婚、出産、忌引など特別の理由により勤務しないことが適当である場合
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢で介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

年次有給休暇の取得情報

平均取得日数
13.2日

(注) 平均取得日数は、平成17年1月1日から平成17年12月31日までのものです。

#### 4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分の状況（平成17年度）

処分の種類	免職	休職	降任	降給
処分者数	0	0	0	0

平成17年度の該当者はありません。

懲戒処分の状況（平成17年度）

処分の種類	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	0	0	0

平成17年度の該当者はありません。

#### 5. 職員のサービスの状況

##### 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規程しています。この根本基準の趣旨を具体的実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などサービス上の強い制約を課しています。

##### 職務専念義務の免除の状況

主なもの・・・人間ドック受診・リフレッシュ休暇・研修・任用試験を受ける場合

#### 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### 研修の実施状況

研修種別	主な内容	終了者数
消防関係	消防大学校（幹部研修科、火災調査課、危機管理教育科）	3人
	県消防学校（警防科、救急科、救助科、火災調査課、幹部科、警防活動教育、実科指導員養成）	23人
	救急救命士養成所 救急専門・特別教育（気管挿管・薬剤投与）等	2人 8人
一般研修	階層別研修	6人
合計		42人

##### 勤務評定の概要（平成17年度）

区分	内容
実施時期	年1回（10月1日に実施）
対象職員	管理職を除く消防職員
評定の方法	評定者・調整者による勤務状況の5段階評価
評定の効果	職員の指導育成、昇任等に活用し公平な人事管理を行う

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

定期健康診断の受診状況（平成17年度）

定期健康診断	193人
人間ドック	7人

公務災害の発生状況（平成17年度）

公務上の災害	1件
通勤による災害	0件

## 8. 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

平成17年度の措置要求及び不服申立てに係る事案はありませんでした。